

平成 2 5 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員	上野操
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午後1時
松原委員長	<p>ただいまから、平成25年第22回教育委員会定例会を開催します。本日は傍聴がございません。</p> <p>日程第1、署名委員を決定します。石井委員と上野委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、議案の審議にまいります。初めに、継続となっております陳情第11号、教育委員会資料を傍聴者へ配布実施の陳情を審議いたします。</p> <p>各委員さんからご意見をお願いいたします。</p>
上野委員	<p>陳情の中に、確か東京都のほうでは無条件かどうかは知らないけど、公開していると。それなりの何か規約があるみたいに読めるのですが、東京都のほうはどういうような基準か何かでやっているのかとか、それから23区、これはどういうふうなことをやっているのかということ、参考にお話ししていただけたらありがたいと思います。</p>
柴田 教育推進課長	<p>今、上野委員さんからのお問い合わせでございますが、東京都は、この会議資料を配付してございます。委員会開催中、傍聴に来た方については。</p>
上野委員	<p>全部ですね。</p>
教育推進課長	<p>会議資料です。これについては、回収をしないということでございます。</p>
上野委員	<p>回収しない。実際に、持って行ってしまってもいいわけですね。</p>
教育推進課長	<p>そのとおりでございます。</p> <p>23区につきましては、15区が配付。配付といいますのは、回収をしない。その15区のうち6区が、会議資料。9区が議事日程のみということになっていまして、議事日程というのは、皆様の1枚目についているもの、どういう議案についてというもの、そのみを9区が配付をしているということでございます。</p> <p>その他、閲覧というものがございます。会議後に回収するというものです。これにつきましては23区のうち9区が、この会議後に回収をして閲覧をしているというものでございます。重複しているところにつきましては、希望者についてのみ、例えば議事日程のみ配付をするけれども、会議資料については希望者のみと。一部10円のコピー代というような形での対応をしてい</p>

	<p>る区もございます。</p> <p>規定でございますけれども、東京都も特に規定はございません。23区中1区のみが要綱によりまして、要綱というのは情報公開の要綱に基づいているということで、他の区は規定はございません。最後になりましたが、お出ししていないところ、これが江戸川区を含めまして4区でございます。</p>
上野委員	<p>もう一度整理させてくれませんか。</p> <p>全て閲覧、渡すと。持って行くか、持って行かないかは、自分の自由だということ、無条件に渡しているのと同じですね。それが、足しますとどれぐらい。</p>
教育推進課長	<p>15区。</p>
上野委員	<p>それから、見せない、全く見せないというのが。</p>
教育推進課長	<p>それが、江戸川区を含めて4区です。</p>
上野委員	<p>その中間は。</p>
教育推進課長	<p>中間は、例えば今の配付の中で回収をしない中にも、内容が、先ほどの議事日程のみ、あと資料も配付というところも。あとは、希望者にのみ配付をする。</p>
上野委員	<p>それも、希望者には制約なくあげるということですね。</p> <p>東京都のほうは規約がないと。というと、東京都が一番オープンですね。全部見せて、持って行ってもどうでもいいというわけですね。</p>
教育推進課長	<p>そうですね、特に手数料、コピーも何もなく配付をして、回収をしないと。会議資料ということで、全てお出しすると。</p>
委員長	<p>今のに加えてですけど、東京都の場合に、膨大な資料があっても全部配るとい、そういうことなのですかね。</p>
教育推進課長	<p>基本的に会議資料を出しているということですので、逆に言えば、配付する資料を整えているということがいえるのかなと。</p>

上野委員	我々が会議している委員と、全く同じものが手元にあるということですね。
教育推進課長	はい、そうです。
上野委員	持って行ってもいいし、置いて行ってもいいと、そういうことですね。
教育推進課長	そういうことになります。
上野委員	持って行ってもいいということですから、メモしていったり何かしていても構わないということですよ、それは。
教育推進課長	議事によっては、こちらにもありますけども、秘密会といって傍聴の方に出ていただく、そういったものについては、もちろんお出しにならない形になると思います。
上野委員	秘密会の資料はね。
委員長	ありがとうございます。今のを参考にさせていただいて、ご意見をお聞きしたいと思います。
尾上委員	<p>この陳情者の文章を見ますと、私はどうしてもひっかかるのが、必要に応じという、その言葉なのです。ですから、傍聴の方々が何人かいらして、自分が陳情に出したものに対してのいろいろな資料的なものがあったときは、ちょっと詳しく知りたいという部分もあるでしょうけども、そうでない部分も、やはりおありかなと。そうなったときに、全員傍聴者に資料を全部というのは必要ないのかなと、そんなふうにも思います。</p> <p>ただ、確かに何か詳しく知りたいというときには、もし私が一傍聴者であれば、何かしらあったほうが、よく議論がわかるかなということも、やはりそんなふうにするかなと思ったときに、ここでいいです閲覧ができる形とか、後で資料請求をすとか、必要な人だけとか、何か全員にということではなくて、そういう形はどうなのかなと、そんなふうにもちょっと考えてみたのですけれども。</p>
教育推進課長	今の江戸川区の教育委員会としては、会議終了後に、議案につきましては

	公表してございます。また、議事録につきましても整理がつき次第に、公表しております。陳情文については議案と一緒に、公表しております。
石井委員	東京都のことでお伺いしたいのですが、回収資料があるときは、どういう扱いになっているのでしょうか。
教育推進課長	調べた限りでは、回収ということが前提にないということでございますので、委員会開催中から、もう既に手元に会議資料があるという。回収をしないという。
石井委員	逆に言いますと、会議というのは回収すべき資料が出てくることは当然あると思うのですが、そういうものがあるときには秘密会にするというふうに考えられるわけでしょうか。
教育推進課長	やはり政策過程ですとか、それから、そういった人事関係のものというのは、逆に秘密会という形で行わせてもらってますし、東京都のほうでも、これは出せるものではないと思いますので、そういった資料は、この配付の中に含まれていないというふうに解釈しております。
上野委員	そうすると、この別れ道というのは、秘密会かそうではないかということになりますよね。秘密会ではない場合は、原則としてみんな見せているというような流れですね。
教育推進課長	こちらで傍聴いただいている方々には、皆さんの委員さん方の議論をこの場でごらんいただいておりますし、また、先ほども言いましたけれども、後ほどではございますが、会議録、それから議事日程も、議案につきましては公表させていただいておりますので、特に隠すとか、そういったことはないかなと思っております。
石井委員	全般的なコメントなのですが、私自身は、この表題にあります教育委員会資料を傍聴者へ配布実施の陳情ということに関しては、かなり賛成な方向にあります。 ですが、この方の文章を読むと、規則に追記していただけるようお願いしていると。だから、お願いしているのは、規則をつくってほしいということだと思います。規則に追記するのは、実は私は反対です。

委員 長	<p>といたしますのは、規則をつくりますと、その規則はどんどんきつい方向に行ってしまうがちなので、むしろ規則はつくらないで、柔軟な対応をするという方向のほうが、つまり東京都のような方向がいいのではないかと考えています。すみません、意見でした。</p> <p>私は、先ほど課長がおっしゃったように、議事録等できちんとオープンにされているという視点で、本陳情については必要ではないのではないかなというふうに考えているところであります。</p>
浅野教育長	<p>この方は規則に追記いただきますよということなのですが、基本的には規則に書いていないからできないのだと思っていらっしゃるのではないかとと思うのです。だから、規則をつくれとおっしゃっている。要は、当日に見せてほしいということだと思うのです。</p> <p>それともう一点は、後から情報公開請求とか何かでみんな見られるのはわかっているけど、その場で議論している中身を知りたいので、その場でくれということだというふうに思うのです。</p> <p>それで考えたときに、さっきの全体の区の流れでも紙資料を渡しているのは6区しかないと思うのです。15区といっても、基本的には議題だけということですから、それはあれでしょう、今、告示していますよね。</p>
教育推進課長	<p>しています。</p>
教 育 長	<p>基本的にはどういう議案でしますということは告示していて、前にわかっているわけで、あとは中身の問題になるので。陳情も公開していますので。</p> <p>だから少なくとも陳情審査について中身がわからないということは、当日来てわからないことはないというふうに思うのですが、今、区議会のほうでも陳情だけですよね。</p>
教育推進課長	<p>はい、そうです。</p>
教 育 長	<p>陳情に絡んでのみの資料は公開ということになってはいますが、陳情はもともとオープンになってしまうものなので、それを当日も見られるというようなことにしているだけだというふうに思うのです。</p> <p>大体、傍聴されていて、この場でもって議論を聞いていて、何の何をやっているのか、陳情の中身もわかっているということになれば、ほとんど理</p>

	<p>解できないということのほうが少ないのではないかというふうに思うのですけど。</p> <p>だから委員ではないので、委員と共通の土場でもって話を聞くという条件を必ずしもつくらなくても、情報は全部、結果的にはオープンにされるわけですので。そこまで私は、今、踏み込む必要はないのではないかなというふうに思うのですけど。</p> <p>この人の趣旨は、この場で全部の資料を見せてくれということだと思うので、それはある程度の部分は開かれているし、そこにはないものは、結果的に見られるという条件の中で、なおかつ現場で傍聴しているということになりますので、それ以上必要かなというふうに思いますけど。</p>
委 員 長	その他、いかがでしょうか。
上 野 委 員	今、教育長の話ですと、結局、もう少し煮詰めると結論はどうなりますか。
教 育 長	私は現状でいいと思うのです。
上 野 委 員	現状でいい。別に、改めて規則みたいなのをつくる必要はない。
教 育 長	そうですね、規則はつくる、つukらないは別にしても、とにかくこういうものを新たにお配りするような状況を、つくる必要はないのではないかと思うのですけど。
尾 上 委 員	<p>そうですね、この陳情者お一人の思いが書かれているのだと思って、他の方々もそう思っているかどうかわかりませんが。</p> <p>ですから、知りたいというそういう方に対して、どこまで提供してあげられるかという線引きは難しいなと。アップして後で知るでしょうということになったとしても、その場でもう少し知りたいという気持ちというのも大事にしてあげたいなという部分と、私たちは全体を資料公開するということは、必要ないのではないのではないかなというのがあります。</p> <p>ですからどの程度まで、ちょっと私も悩んでいます。どこまでこういう資料を差し上げて大丈夫なのかなと、報告資料があっちこっち、ひとり歩きしないという部分だとかいろいろな部分、今、必要な部分だけという中で、この陳情者の思いというのに、どこまで認めてあげられるかなと、私はちょっと悩んでいます。</p>

石井委員	<p>私は議事日程、これはお配りしてよろしいのではないかなというふうに考えています。区としてはそれだけ丁寧に物事を進めているのだという姿勢の、具体的なあらわれというふうに捉えることもできますので、議事日程はお出しをして、そして配付資料は後で見ていただくような、そんなことがいいのではないかなと。</p> <p>規則については、先ほど来お話ししていますように、つくらないほうがいいと考えています。</p>
上野委員	<p>私は、原則としてとあえて言うておきますけど、全部見せてもいいのではないかなと思います。我々がここで関与しているものは、全部、陳情者に見せておくと。そのかわり、帰るときには置いて行ってもらうと。メモや何かは自由なわけですから。</p> <p>あと、この中で詳しく知りたいとかなんとかというのは、情報公開制度、その他、公開されるものを見れば十二分だと思うのです。持って行ったものを、そのまま全部持って行くとかなんとかというのは、そこまでやらなくてもいいのではないかと。ここでは全部見せると。</p> <p>都と区とは違うところは、恐らく傍聴者数の数だと思うのです。東京都のほうが数が多いのではないかと予想するのですが、大勢来る人に、では全部そのときの資料を渡すと。持ち帰らないで置いて行ってもらうということになるにしても、大変だと思うのです。いろいろ面倒だし、大変だし、費用もかかるかもしれない。</p> <p>それでコピー代とかなんとかという話も出てくるのではないかなと思うのですけども、今、この程度の、後ろの程度の傍聴者だったら、まずそれをコピーしても大したことはないので、正々堂々と見せて、公開の議論をするところを聞いてもらって、持って行くのはやめてもらうというぐらいでいいのではないかなという気はします。</p> <p>それから規則の問題ですが、今のところは教育委員会というのは区長から委員が任命されて、委員会が合議的な決定機関、執行機関になっているのですよね。だから、そういう権限のある委員会だとしたら、委員会が自らの責任で、そういうものを、規則をつくるかどうかというふうな基準をつくることになるのかなと思うのです。そうだとすると、例えばきょうの会議の決定で結論を出せばいいので、基準を。あえて規則的なものをつくる必要はないというふうに思います。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>公開できれば、一応見に来ているということを基本的に出している以上、それ以上の公開はないと思うのですが、今は一般的な陳情審査が中心で、余り政策に絡むような話はありませんけど、本来教育委員会が何をするかと言ったら、教育行政をどうしていくかということをいろいろ議論するために、いろいろな資料をもとにして、議論するという事になってくると思うのです。</p> <p>そういうところに使われる資料というのを含めて考えれば、いろいろなことが考えられるので、うちで言えば、庁議みたいなものがありますけど、あれは絶対オープンにしませんけど、いろいろな情報が出てきますけど、それはその都度そこで議論されて、結果的にこの資料はいきないねとか、いろいろなことが議論の中で起こり得るということも含めて、いわゆる本来は政策形成に絡む議論をやる場所なので、今、陳情審査が中心ですけど、陳情はオープンになっていますから、それに絡むものをここで改めて配っても、ホームページに載っているのだから、ここで配ってもいいという議論は成り立つかもしれませんけど。</p> <p>そういうようなことはいろいろ出てきたときに、今回は資料要求としてこういうものを出してもらって、議論のたたき台にするけども、やはりこれはちょっとまずいねとか、ここは直さないといけないねとか、いろいろなことを含めてやりとりが出てくるのが、本来のこういう場ではないかということもあって。</p> <p>出せば歯どめがきかないので、全部オープンになったら、それを一部制限を掛けるというのは結構難しくなるというふうに思いますので、私はそういうことも含めて、今はまだ、基本的にはオープンにしないわけではないので、ここに来ていらっしゃった方にはどういう議論をされているかはわかるわけで。決まれば、これは当然オープンになるということになりますよね。</p>
<p>上 野 委 員</p>	<p>私が原則でというのは、そういう意味なのですよ。どうしてもそういう例外、秘密会と同じように、そういうのが政策過程でオープンにする必要はないというようなものは、それは原則に対しては例外だということにしておけばいいので。</p> <p>ただ、それも会が始まる前に決めておかななくてはいけないわけでしょう。この会議でこれを配りますから、どうですかと、そこで議論をするのはおかしいので、始まる前に決めておくと。それを決めるのはいつ、どこで、どうやるかということにしておかないと思うのです。</p>

教育推進課長	<p>お話もございましたけれども、実は本日のこの後の議題につきましても、この後、継続の議案で、前回のときに教育委員会の事務事業の点検評価ということで案を示しまして、修正をいただきました。これではいかがなものかということでございまして、きょうはその修正したものを継続としてお出ししてございます。こういった例もあります。</p> <p>また次の議案につきましては、これは教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取ということで、通常秘密会になるものでございます。というような議案も、陳情以外にもあると。</p>
委員 長	<p>私も石井委員さんがおっしゃるように、この議事日程ですか、これのみ閲覧ということであれば十分わかるのですけれども、今、課長がおっしゃったように、やはり何ですかね、後援名義でも、やはり少し変だなという部分がありますよね。過去にはあって、これはだめですねというのもありました。</p> <p>ですから、そういった非常に何というのでしょうか、資料としていろいろな課題があるものを全てどうぞというのは、ちょっとまずいなと。もしそうであれば、もう少し慎重に議論をしたほうがいいと思います。</p> <p>私が文の中でひっかかったのは、最後の2行の最初の一文なのですが、 「ぜひとも開かれた教育委員会でもありますように」という、これは傍聴の方がそう思っていないということですかね。ちょっと変だなといいますが、そういうあれがあるものですから。</p>
上野委員	<p>要は、見せるか、見せないかという、きょう、議論している結論とか、その権限というのは、この委員会なのか、ここで議論した意見を、区長なりのほうへ持って行って、区長がそれに基づいて、こうすべきだ、ああすべきだという要素の効果がある結論を出すのか。その辺はどうなのか、教育長。</p>
教育長	<p>これは教育委員会で判断することだと思います。</p>
上野委員	<p>そうですね。</p>
委員 長	<p>大体あれですよ、議事日程のみ、従来どおりでいいのではないかと、それから全てというご意見に、三つぐらいに集約できると思うのですけれども、もう少し継続して議論ということでよろしいでしょうか。進め方、もしご意見があればお願いしたいのですけど。</p>

上野委員	<p>教育長がおっしゃったように、私は原則としていいという前提で、例外で制約すべきだということなのですが、その制約が秘密会や何かと同じように、政策過程で微妙な資料になるようなものは、これは除いておくべきだというのは判断しなくてはいけない。だから、例外を認めないわけではない。原則として、そういう姿勢でいいのではないかなと。23区とか東京都を聞いてみますと。</p>
委員長	<p>それでは、継続にちょっとして、きょうのところはですけれども、それでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>では、陳情第11号は継続といたします。</p> <p>次に、第50号議案、平成24年度教育委員会事務事業の点検・評価についてを議題といたします。前回、報告(案)を各委員にお持ち帰りいただき、ごらんいただいていると思いますが、何かご意見やご質問などがありますか。事務局、何かありますか。</p>
教育推進課	<p>前回、皆様にご意見をいただきまして、前回と内容等、いただいたご意見を反映させて変更させていただきまして、案をお示ししてございます。</p> <p>2ページ目からでございますが、点検・評価の方法として、前回につきましては事務局、教育委員会のほうでA、B、Cの評語に基づいて評価をします。その評価に対して、学識経験者の評価・意見をいただくという流れでございました。前回のときにご意見をいただきましたので、今回、改めてお示ししたものでございます。</p> <p>内部評価、これは教育委員会としての評価の講評でございますが、この施策を実現するための執行実績を、有効性、成果、効率性の視点から点検評価をします。それとともに、課題と問題点を洗い出して、今後の対応の方向を示す。それから外部評価につきましては、事務事業の有効性と今後に向けた取り組み等に対する意見ということといただくというものによって変わってございます。</p> <p>3ページ目をごらんいただきたいのですが、で内部評価につきまして、前はA、B、Cの3段階でございましたが、今回、以下の評価指標をもとに、5段階で評価を行うというものに変えさせていただきました。評価の指</p>

	<p>標としては、同じく成果、有効性、効率性ということで、それぞれ5段階の評語に定義をさせていただいております。その上で、外部評価、学識経験者の評価につきましても、3段階の評価にさせていただきまして、A、B、Cという形に変えさせていただいたものです。</p> <p>続いての3番の各事務事業の評価のページをごらんいただきたいのですが、6ページになりますが、今回は、この総合評価、A、B、Cで事務局内でのもの、内部評価のものを評価をした上で、その上で、また成果、有効性、効率性を、これもそれぞれA、B、Cと評価をしておりましてけれども、今回はこれを総合評価、5段階の4と。その上で、教育委員会の中でご議論いただきまして、これをもとに学識経験者に対しての意見を聴取する。学識経験者には意見とともに、総合評価としての3段階評価をしていただくというような形に変えさせていただいています。</p> <p>また、前回ご指摘ございました内部の評価の有効性、成果、効率性という部分につきましては、もう一度、新たにお示しをさせていただいてまいります。それぞれ各担当課から準備したものを、きょうお示ししてまいります。</p>
委員 長	<p>評語の定義が5段階になったという部分でございますが、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
上野 委員	<p>3段階を5段階にしたということですね、わかりやすく言えば。</p>
教育推進課長	<p>それぞれ細かく、今までは成果とかそういった部分でA、B、Cという部分でやったのですが、そこでの細かな評価はせずに、事業全体としての総合評価という形で、5段階に組みさせていただいたというものでございます。</p>
委員 長	<p>それでは、内容に入っていきたいと思います。一つずつやっていきましょるか、の郷土資料室の管理運営というところでごらんになっていただいて、ご意見があればお願いいたします。総合評価は5段階の4になってございます。</p>
石井 委員	<p>見学者数なのですが、24年度2万1,000、23年度2万3,000というような数が出ているのですが、事業目的でいきますと、児童・生徒、それから区民の方と両方に対象があるわけなのですが、児童・生徒の数がどのぐらいで、区民がどのぐらいだという、そういう内訳はいかがでしょうか。</p>

教育推進課長	こちらにお示ししたのは全ての数と、括弧書きであります団体見学というのは、これは社会科見学でお見えいただいた小学3年生の数をお示ししてございます。
委員長	私もしょっちゅう見に行くのですが、カウントはしていませんよね、個人で行っている場合には。
教育推進課長	していません。入場料とか取っていませんので。ただ、入り口の部分でカウントだけはできるようになっています。それは事務室でやっております。
上野委員	<p>成果、有効性、効率性とわかるのですが、1年間やってみて、その経過を見て、今後どうするかということなのですね。だから、成果が上がっていなかったり効率性が悪くても、この事業は区としてもっと活発にやるべきだ、むしろ有効性に重きを置いてやるべきだという評価もあるのですね。</p> <p>むしろ私はこれを読んでいて、そういうふうなことのことが気にかかったのです。やっているなど、成功したからいいから、ではもっとやれとか、余り成功していないからだめだから、もういいかげんにしたらとか、そういうふうな評価がいつているのではないかと。</p> <p>要するに、区の事業としては、これはいいことだなど。ところが余り今、成果が上がっていないようだ。それをもっと検討して、成果が上がるようにするべきだというところを、我々は指摘しなくてはいけないのではないかな。学識経験者の方々は結果だけの評価ではいいけども、ちょっと評価の仕方が違うのではないかなという気がするのですが、いかがですか。</p> <p>例えば今の郷土資料なのですが、郷土資料については、私はもともと江戸川っ子ですから、非常に関心があるのです。グリーンパレスにも法律相談で月に2回ぐらい来ていますと、その中の1回ぐらいは、少し時間早く来たときとか、終わった後、見に行きます。いろいろ見ていて、時々変わっていますよね。充実していることはよくわかります。よく理解できます。</p> <p>ところがここでは、小学校の生徒と、それから区民の方々のためにと書いてあるのだけど、主に書いてあることは小学生について書いてあって、区民のことについて余り触れていないですね。両方に有効だし、むしろ理解できるのは、大人のほうがうんと納得して理解できる。子どもたちは社会科見学としてだから、これは説明してあげないとわからない部分がいっぱいあるわけです。それは、個人的に行くというよりも、できたら学校で、グループで、年に1回とか2回行くような働きかけをして、先生なり説明する人が、</p>

	<p>そこで説明するような形で区を理解していくというようにしないと、そういう方法論のほうが、むしろ成果や効率には必要なのではないかというふうに思います。</p>
尾上委員	<p>この展示の常設展示というのは、江戸川区のテーマにして、子どもたちもしっかり学べるのかなと、そんなふうに思います。企画展示に関しましては、非常に内容的にも特殊なものが多いなということで、子どもたちよりも、むしろ大人が見て、納得する内容なのかなと。毎年企画展示は違うのだと思うのですが、できれば子どもたちが見た感想とか、そういうことのアンケートとか、何かそういうことというのは、今までされたことはあるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>先ほど来、お話しただいております郷土資料室につきましては、当初から社会教育課ということで、最初は教育研究所の一部ということで開設をされたもので、児童・生徒の郷土学習と今後の課題とございますけれども、この部分を主にして開設した施設でございます。小学校の3年生が社会科見学でこちらにお見えになります。バスで来て、見学をされます。その際にボランティアの方々にも、効率性のところに書いてございますように、ボランティア職員の方々が説明をしていただくということで進めてございます。ですので、児童・生徒のために郷土のことを知っていただく、そのための展示内容になっているということでございます。</p> <p>また、何でしょうか、学校の授業の一環としてお見えいただいておりますので、我々のほうも声としては、今後も記録したいとは思いますが、それから企画展示につきましては年2回、こちらにもお書きしましたが、通常、収蔵している物や区内の、そういった文化財等をご紹介する場として、年2回、別の特別展示という形でさせていただいていると。これらについては子どもに限らず、区内の区民の方全般に、ご理解いただくための展示をすることで行ってございます。</p>
委員長	<p>どうでしょうか、さっき石井委員さんがおっしゃったように、見学は小学生が大体中心なのですが、一般区民の人たちが文言が中にちょっと入ってくると、よりいいのではないかなというふうに、思ったのですが。</p>
石井委員	<p>まだ3点ばかりあるのですが、効率性を見ますと、これは費用に対する効果というのをうたっているように思えるのですが、例えば学校が社会科見学</p>

	<p>に使いたいということを書いて来たときに、すぐに日程が決めますよとか、そういうような種類の事務的な効率性ですか、あとの事業では事務上の効率性というのも出していらっしゃるようなのですが、そこら辺も入れたらいいのではないかなと思いました。</p> <p>それから、あと二つはコメントと質問なのですが、専門的な内容の展示が難しいという文言がありますが、やろうとすれば、専門的な内容の展示もできるということなのですね。それから、ミニ企画展、年3回開催しているというのがありますが、ミニ企画展というのは、実は前のページを見ても、はて何だろうということになってしまって、評価を受けるときに、内容を言わないで出すというのはなしなのではないかなと思います。</p>
教育推進課長	<p>ミニ企画展につきましては、もう一度記載をさせていただきたいと。これはお子さんたちのためにやった、例えば夏休み前に虫の昆虫ですとか、そういった標本で区内の方々からいただいている収蔵品を集めて展示をしたと、そういったこともミニ展ということでやっておりますので、そういったことについても記載をしていきたいと思います。</p> <p>専門的なという部分でございますが、確かに古文書ですとか、そういったものも収蔵品としてたくさんあるわけですが、それを深く読み解いて、その内容についての展示をすとか、そういった意味での専門的なところまでは、あの中では、今現在は、まだできていないというようなものでございます。</p> <p>よく言われますのは、資料館、それから博物館という位置づけが各自治体でございますけれども、こちらの郷土資料室ということで、そういう方々からの評価からすると、見劣りするというような意見もいただいているのですが、あくまでもお子さんたちの、児童のための展示を基本としてスタートして、それ以降も運営しておりますので、博物館といったところまでは対応できていないという部分が、我々の中にもございます。そういった意味も含めての専門的なというような、ここに文言で入れているということでございます。</p>
石井委員	<p>多分、松原先生も同じご意見だろうとは思いますが、そういう基礎的、基盤的な事柄を区民に対して浸透していった暁には、専門的なところも織りまぜるような、そういう発展的な企画にしていきたいというふうに。</p>
委員長	<p>はよろしいですか。</p> <p>では、のほうですね。児童・生徒、生活習慣ですね。これは総合評価が</p>

	<p>3ということでありませう。ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。</p> <p>これは前回のときにお話になったのは、要するに評価が低いのは健康診断で指摘を受ける子どもたちが、その子どもたちが検査に行くかどうかというのは保護者に委ねるので、受診が悪くなってしまうというようなところで、前回はたしか終わっているのです。</p>
石井委員	<p>対象者数から受診者数、これが大体50%だというところが、確かに前回、問題になったのですが、実はより大きな問題というのは、有所見者数、Cの数ですね。何がしか、少し悪いところが見つかっていますよという人たちが、親子教室に足を運んでくれている。そこでのパーセンテージが、全体では10%もいっているか、いっていないかぐらいなのです。</p> <p>なので、有所見者数を見つけた後、どうやって親子教室に来てもらうかということがポイントになってくるのではないのでしょうか。</p>
上野委員	<p>おっしゃるとおりで、やはり問題はPRの問題だと思うのです。うちでも息子の嫁さんが近くに3人いますので聞いてみたのですが、余り関心ないです。対象者になったのかどうかはわからない。そういういいことはやっているのですねぐらいですから。</p> <p>だから、もう少し、こういうことはいいことやっているのですから、どんどん皆さん利用してくださいというようなことを、何かPRをもっとやることのほうが先決ではないかなと。いい企画だけど、理解されていないということなのではないですか。</p>
尾上委員	<p>前回も同じように、やはり親子教室への参加ということが非常に、個人的にも本当に大事なことですなというふうにお話しさせていただきましたけども、日程も2日間ということで、この日程に合わないという方もいらっしゃるのかなと、そんなふうにも思っている。やはりPRの仕方、もしかしたらこういう回数を少し多目にとってあげて、時間的にも親御さんが出られるような時間の設定をしていくとかということの工夫も必要だなと、そんなふうにも思います。</p> <p>もし、またそれも不可能であれば、例えば今までのそういう方々がこういうことに参加されて、やはり親の意識が変わらないと、要するに食生活に直接関係なくなりますので、そういうことを本当に改善したデータとか何かしらを、見えるような形で資料的なものを差し上げていくと、保護者の方々の意識も高まっていくのではないかなと、そんなふうにも思います。</p>

委員 長	<p>参加されない方も、決して健康に意識がないわけではないと思いますけども、とても大事なことなので、何か工夫をされて推進ができたらなど、そんなふうに思います。</p>
住田学務課長	<p>いかがですか。</p> <p>前回のときにもお話あったように、もう少しPRについては、保護者も含めて子どもころからこういった生活習慣病を改めないと、すごく怖いことなのだよというような、少しでも危機意識を持ってもらえるような、また委員さんもいろいろおっしゃったように、参加しやすいような工夫だとか、そういったところも考えていきたいと思っております。</p>
委員 長	<p>今後の課題のところ、よく読んでいくと、PRというような啓発とかそういう文言は入っていないのですが、要するに保護者に理解を深めてもらうとか、最後のところでは養護教諭や栄養士が、専門的な知識を生かす云々ということで書かれてはいるのですが。</p> <p>今後の課題の3行目の後半のところ、「周知方法を工夫する」という文言が入っていることは入っているのです。こういうふうに届けば、学識経験者の意見なんかも、まとめやすいとは思いますが。</p> <p>今の議論等を踏まえていただいて、もう一度見ていただくということよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>では、他になければ、次の にまいります。学校改築事業の推進です。ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
石井委員	<p>この事業については、平成24年度に取り組んだ事務事業というのが対象事務事業になっているわけなのですが、平成24年度という縛りをかけたときに、表現の仕方はこういう格好でよろしいのでしょうか。</p>
佐藤学校施設 担当課長	<p>学校の改築事業なのですが、一番最初は平成20年度から取り組んでいるところでございます。学校改築ですので、単年度ではできないというところもありまして、松江小学校が一番最初に手がけられた学校なのですが、24年度に、こちらの学校の校舎が完成してきたというところがあったものです。</p>

	<p>から、24年度に完了したということで、まず松江小学校の分を書かせていただいたという経緯がございます。</p> <p>既にそれ以降、選定されている学校が他に9校出てきておりますので、それが順次、改築になってきているという状況だということで、24年度に始まった事業ではないのですけれども、そういった視点から、松江小学校を中心の書き方になってしまっているのですが、学校改築事業の推進ということで挙げさせていただいたところでございます。</p>
石井委員	<p>だとしますと、学校改築は単年度でできなくて、少し前からきちんと考えておくべき事柄なのだという、そういう文言も入れられて、24年度にでき上がった小学校としての松江小学校を中心的に取り上げる、そういう持っていく方でいかがでしょうか。</p>
学校施設担当 課長	<p>事業概要の中に実施内容ということで、今までの経緯は載せさせていただいているところがありますが、確かにここを見ないと、そのところがわかりづらいというところがあるのだと思います。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
上野委員	<p>今後の課題のところ、教職員にヒアリングを実施云々と書いてありますけれども、大まかにどのようなことが、教職員から聞かれたのかというの少し入れてくれないと、ただやったというだけだということを感じたのですが。</p>
学校施設担当 課長	<p>でき上がった後に、教職員の方が中心なのですが、施設の使い勝手を含めて、アンケートという形でとらせていただいたのですが、例えばオープンスペースだとか、今までの施設にはないものができ上がっているところがありまして、まだ先生方も、その辺の使い方、どうしたらいいかというところを悩んでいるところがあるのだと思いますが、その辺はこれからの課題ということなのですが。</p> <p>例えば教師ステーションとかそういったものを設置しているのですが、そこから辺がまだ使えていないとか、それは今後、学校側としても使っていくという方向で考えているものでありますけれども。施設的には新しくなっておりまして、そういったところでは余りマイナスな意見というものは出てきていないというところであります。</p>

	<p>今言った使い方の問題ですね、そういったところで、これが実際に使われていないというような現状があるということになります。これについては、今後、あり方等を含めて、先生方たちにもどうやったら、よりよい学習のために使えていくのかというところを検討していただくような形でありますので、マイナスのような、プラスのような、意見になっていくところになります。特にマイナスの意見というのは、多くは出てきていないです。</p>
尾上委員	<p>そういうヒアリングというのは、次の学校改築にとってかなり重要なポイントになってくるのではないかなと、そんなふうに思います。</p> <p>ですから、ぜひ現場の方々の使い勝手とか、私たちも周年行事等に出していただいて、学校ってさまざまだと、本当にそういうふうに感じましたし、子どもたちが、本当に楽しく学べる、そういう空間と、あと、また教職員の方々が子どもと上手に接せられるような、そういう場になるとすばらしいなと思いますので、ぜひそういうたくさんの声を聞いていただいて、次の改築事業に躍起になっていただければなと、そんなふうに思います。</p>
委員長	<p>私1点だけなのですが、すばらしい施設を、校舎をつくりました。ヒアリングもいいと思います。改善するのもいいのですが、何となく今後の課題の2行を読んで、何か課題があったらどうするのかなという、何かもっと学識経験者の意見として、もうちょっと議論が深められるような文言の表現があるといいなと、ちょっと思った次第なのですが、2行です。改善点はないか。</p>
石井委員	<p>松原先生の発言に続くのですが、検証を行ったというのは、今後の課題ではないのですよね。検証を行って、こういうような問題点が出てきたと、あるいはこういうことをさらに進めるべきだということがわかった、が、今後の課題ではないでしょうか。</p>
上野委員	<p>私が最初に言ったのは、そういう意味なのです。設計時に意図した利用方法が図られているかということ聞いたならば、どういう意見が出たのかということも挙げてもらわないと、我々は評価できないです。聞いたというだけでは。</p>
委員長	<p>今のちょっと踏まえていただいて、文言の表現。</p>

教 育 長	<p>さっき石井委員さんがおっしゃったこと、松江の改築のことなのですね、要は24年度ということで考えたら。これは毎年学校が出てくるわけで、その都度評価していくということになると、この全体の改築事業という全体計画を評価することではないので、その計画を評価するということだと、今、先生がおっしゃったようなことを書かなければいけないというふうに思うのですが、それを今やっている最中で、これは過年度の評価ということにもなっていますよね。だから、決算審査みたいなものなので、一応目標は書いてあるけれども、計画どおり進んだかどうかということが基本なので。改めて、それはこういう表題で評価するということになれば、それはそういう場でやらなければいけないと思いますけど。</p> <p>ただ、これは表題のところでは括弧して松江小学校と書いてあれば、そういうふうにするればわかりやすいのかなと思います。</p>
委 員 長	<p>そうですね、のほうは文言の確認等よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、読書科ですね。ご意見等ありましたら。</p> <p>周年で小学校のほうは、本当に学校応援団として、全ての学校のいわゆる読書ボランティアというのですか、読み聞かせ、こういったものが本当にしっかりでき上がって運営されているなというふうに皆さんも思ったと思うのですが、それも踏まえて、ご意見をお願ひしたいと思います。</p>
石 井 委 員	<p>事務局評価の部分なのですが、どこでわかるかというのがわからない記述がありまして、成果、有効性、効率性、それぞれにあるのですが。</p> <p>成果ですと、「読書が好きだと答えた児童・生徒の割合が以前より増加しており」とここで言われても、わからない。有効性のところでいきますと、「児童・生徒の読書習慣が定着してきている」とここで言われても、わからない。「地域館の蔵書を有効に活用し」とありますが、これも、はて、どこを見ればそれがわかるのだろうかというのがわからないので、うまくわかるような表記に変えたほうがいいと思いました。</p>
松井指導室長	<p>これにつきましては、実際の児童・生徒アンケートとかパーセンテージ等が出ますので、地域図書館の蔵書データとかも、何校の学校が具体的にそういうことをやっているとか、データはありますので、具体的な。</p>
委 員 長	<p>他にいかがでしょうか。</p>

石井委員	<p>今後の課題のところなのですが、初めの文章です。「小学校では活発な取り組みが展開されているが、中学校においては取り組みがまだ十分に活性化されていない」という表現があるのですが、前の事業概要に戻ってみますと、実施内容としては全小・中学校年間25時間実施しているということになって、これで何で小学校がよくて、中学校がだめなのということになってしまいますので、ここは何か、もう少し具体的な記述も含めて、うまい表現はできないものでしょうか。</p>
指導室長	<p>これはご指摘のとおりだと思いますので、ちょっと印象的な表現になっておりますので、具体的な場面がわかるような形にしたいと思います。</p>
教育長	<p>具体的なことではないのかもしれませんが、この評価表は事務局の評価したということは、つまり事務局だけがわかっていることで評価しているから、さっき委員さんが言われたようなことになるのではないかと思うのです。</p> <p>だから、基本的にはこの辺を評価するというか、ここに書かれたことで、外部の人がこれしか見ない。それなのに、ここに何か職員だけが知っているようないろいろなデータがあって、それをもとにここに評価してしまうと、何か違うものになってしまっ。これを公開するというのは、この紙しか残らないので、ここから何でこういうことが出てくるのとみんな思うってしまうのです。</p> <p>だから、ここにあらわれたものだけで、それを評価できるようなものだけをあらわして、それで評価するというふうにしておかないと、第三者が見たときにわかりづらいことになるのではないかと思います。このページだけではないのですけど。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょう。</p> <p>それでは5点目なのですけれども、教育相談です。お願いいたします。</p>
石井委員	<p>事務局評価の部分で、まず成果のところなのですが、きめ細やかな対応ということが出ておりますが、目的にはきめ細やかな対応というのが出てくるのはよろしいと思うのですが、評価する部分にきめ細やかな対応を目的として、きめ細やかな対応をしましたよと言われても、なかなかイメージがつかみにくいと思いますので、例えばこういうようなことを、日常的に相談があればやっているのだというようなことを記述していただくと、わかりやす</p>

	<p>いかなと思いました。</p>
<p>松井 教育研究所長 (指導室長)</p>	<p>記述については考えたいというふうに思っております。専門職が対応しておりますので、専門的な。それはまた考えたいと。</p>
<p>上野委員</p>	<p>今、いろいろ電話にしても、その他の相談にしても専門家が、そういうものの相談の記録みたいなのはあるのですか、残っているのですか。</p>
<p>指導室長</p>	<p>はい。</p>
<p>上野委員</p>	<p>あるわけですね。本当はそういうものを抜粋してでも見てみないと、ちょっとどこでやっているのかがわからないですね。私が、もう40年以上無料法律相談というのをグリーンパレスでやっているのです。そのときに、非常にどういう質問した、こうやった、ああやったかと書いてある。また1年間たてば、同じようなことの続きで来るような相談者があるときに、そういうのを引っ張り出してもらって、それで見えてやるというようなことで、非常にあれは大切です。継続的な意味でも。</p>
<p>指導室長</p>	<p>相談者の個別ファイルはとってありますので、継続相談の方も随分多いですから、その都度の報告書をファイルにとじています。</p>
<p>石井委員</p>	<p>学校サポート教室にかかわるところなのですが、事務局の評価で、成果のところ、「利用者数が少ない」という文言がありまして、利用者数が少ない、それは不登校の人間がこれだけで、生徒がこれだけで、相談しているのがこれだけだという、そういうデータがあって、初めてわかるというのでいろいろ見たのですが、実は効率性のところに、不登校傾向にある児童・生徒が650名ということで、その募集欄がわかって、事業概要に戻って、学校復帰支援、学校サポート教室が行っている学校復帰支援で75名という数がわかって、そうか、650名のうち75名しか相談していないのだな、それで利用者数が少ないのだなというふうには読み取れるのですが、やはりこれも記述が不親切で、不登校傾向にある児童・生徒の数というのは、どうあっても事業概要のどこかに入っているべきだと思いました。</p>
<p>指導室長</p>	<p>これも、そのような、わかるような記述に変えさせていただきます。</p>

石井委員	<p>もう一点だけ。経費については、報酬、電話料、あるいは他のいろいろな通信費などあるのですが、これもうまく内訳が分かるような格好に書きかえていただけるといいかなと思いましたが、いかがでしょうか。</p>
指導室長	<p>もう一回、見直しさせていただきます。</p>
委員長	<p>すみません、意見ではないのですが、学校復帰が75名というのは、非常に大きいと思うのです。</p> <p>というのは、650名というのが、大体江戸川区の毎年の平均の不登校なのです。つまり30日以上お休みをしているという児童・生徒の数なのです。年間ですから、飛び飛びでも月に例えば5日休んでしまうと、それだけで50日にいってしまうわけです。月に5日休むと、10カ月で50日ですから、それも650人に入るわけですから。でもその子は学校に行き出したら、いろいろなカウンセラー室に行きながら休んでいるわけです。650の中にあるさまざまな条件があるのです。</p> <p>この75名というのは、もうほとんど、今まで学校に出ていない、逆に休んでいる数のほうが、例えば100日くらい休んでいる子だとか、そういう子たちが、この学習相談室から、いろいろな行事とか、チャレンジ・ザ・ドリームとか、定期試験のときに行ってみるとか、そういう校長以下担任の支えがあると思うのですが、それが75だと思うのです。非常に意味のある数だと思っています。</p>
石井委員	<p>そういうことでしたら、不登校または不登校傾向にある児童・生徒の数というのを、何かそういう出し方をすると650なのでしょうけども、別な出し方、年間、例えば何十日、何百日以上休んでいる子が何人で、そういう子のうち75人も行けるようになったのだよというのは、おっしゃるようによく大きいですね。</p>
委員長	<p>650の内訳ですよね、こういうふうに表現はしなくてもいいから、この650の中の、どういった31日なのか、50日なのか、75日なのか、それは学校で全部つかんでいるはずなので、そういったことをちょっと調査することも大事かもしれません。</p>
指導室長	<p>委員長がおっしゃられたとおり、30日から授業日数でいけば200日程度までが全て含まれております。それを分類するのは、数値としては研究所</p>

	でも持っておりますけども、場合によっては不登校の定義を、まずこちらに示すとか、そういうことなのかなと。何日から何日が何人で、何日から何日が何人でということが、ここで求められるかどうかというのもありますので、その辺、またご意見いただければと。
上野委員	そうすると、不登校の定義というのは、それを数字だけ、日にちだけではない。
指導室長	日にちのみです。年間30日以上、病気は不登校には入りません。
委員長	では、その他はよろしいでしょうか。
教育推進課長	当初にご説明させていただいたとおり、スケジュール等がありまして、大変恐縮なのですが、年明けには議会に報告というところになります。その上でホームページ上で公表ということになりますが、その学識経験者の方にご意見をいただくという期間も含めまして、余り時間のない中で大変恐縮なのですが、今いただいたそれぞれのご意見、それぞれの事業のご意見の部分に加筆、また訂正等を行いながら、できますれば来月には学識経験者の方々にお出しをしたいなと思ってございます。
委員長	委員の皆様いかがですか、今、この原案をそれぞれ委員の皆さんからご意見が出されました。それを修正を加えたものを、報告書として決定したほうがいいのかということなのですが、もう一度見たほうがよろしいですか、ちょっとご意見をお聞かせください。
上野委員	今の我々の意見に対して、しかるべく、訂正、修正したものに目は通させていただくということが必要ですよね。だから、こういう会議でもいいですし、事前に渡しておいていただいて、特にもっとここはというような意見が出たら、それはまた。
石井委員	上野先生のご意見で。
尾上委員	結構です。
委員長	いいですか。

教育推進課長	<p>では、次回の12月の委員会のときに、改めて直して、それでよろしいでしょうか。</p>
委員 長	<p>それでは次回、修正したものがもう一度教育委員会に示されるということで、そのように決定したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、第52号議案を審議いたします。第52号議案は教育行政に関する事項について、平成25年第4回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。</p> <p>本件は議会に上程される前の予算案・条例案に関することであり、政策形成過程に当たる案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
委員 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第52号議案については議案が議会に上程された後に議事録に公開を可能とします。</p> <p>〔第52号議案の審議 政策形成過程終了につき公開〕</p>
委員 長	<p>それでは、第52号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>今、委員長からお話があったとおり、教育に関する事務の議案につきましての意見聴取でございます。2点ございます。</p> <p>1点目は、平成25年度江戸川区一般会計補正予算中の教育の事務に関する部分。そして2点目が、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。</p> <p>1点目の補正予算の案でございますが、次のページにお示ししてございます。歳出の項目でございますが、今回の補正額、真ん中の欄になりますけれども、それぞれ教育総務費、そして小学校費、中学校費、幼稚園費ということで、減額補正5,441万9,000円というものでございます。今回の</p>

この補正につきましては、職員の給与費の人事院勧告をもとにしまして、減額のものになりました。それをもとに、この職員の給与費にかかわる部分の減額補正でございます。

これは、大きく見込みに、それぞれの減額についての既成の計上額に対しての減額のものでありまして、中学校費につきましては、これは人員の1名増という現員の増がございましたので、1点だけプラスになっておりますが、他については全て、その職員の給与費の減額についてのものでございます。

1点目については、以上でございます。

続いて2点目でございますが、同じく、この職員給与費の人事委員会勧告に基づきまして、これは幼稚園教育職員の給与条例につきましては、教育委員会で所管してございますので、その給与条例の改正についてでございます。お示ししておりますのは、新旧対照表ということでありまして、これは特別区の人事委員会の勧告によりまして、民間給与との較差の、公務員較差のマイナス0.14%を反映したものでございます。

それから、今回の人勧の中では、住居手当の改正が含まれてございます。東京都でも、既に自宅にかかわる住居手当は廃止というようなことがございまして、国のほうでは、もう既に21年度からスタートしておりました。特別区につきましても、平成24年の人事委員会の勧告におきまして、住居手当制度のあり方に関して検討するというのが言及されておりました。

このたび、新しい住宅手当制度が示されたものであります。内容につきましては、持ち家、自宅の居住者に対しては、住居手当は廃止をするというものです。借家、それから借間に居住する職員については、年齢によって加算をすると、そういった内容になっています。そういった内容の14条の改正であります。細かく言いますと、27歳まではプラス1万8,700円、合計2万7,000円になる。28歳から32歳まではプラス9,300円の1万7,600円ということに変わるというものであります。

経過措置としまして、自宅の居住者につきましては、これは廃止ということでございますけれども、経過措置を設けまして、26年から3年にわたって、2,000円ずつ減額になるというような内容でございます。

こうした内容での条例改正でございます。

委 員 長

それでは2点なのですが、何かご質問、ご意見があればお願いします。

では、特にご意見等はないということで、他になければ、第52号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。

<p>委員 長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨を回答いたします。 秘密会はここまでとします。</p> <p>次に、第53号議案、国際交流イングリッシュスプリングキャンプに伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>第53号議案の教育委員会後援名義の使用承認についての議案でございます。申請書をお手元にお配りしてございます。申請の代表者、宮城県復興支援センターというところでございます。行事名につきましては、国際交流イングリッシュスプリングキャンプというもので、この目的につきましては、江戸川区に避難している子どもたち及び東日本大震災を経験した子どもたちの心のケアを行う。また、留学生との国際交流を通じて、協調整・積極性・自主性・国際性を養うというものでございます。</p> <p>実施の時期でございますが、26年3月22日(土)から26年6月8日(日)まで、全10回、20日間というものでございます。会場につきましては、君津亀山少年自然の家、そして埼玉県青少年総合野外活動センター。事業の規模としましては、対象でございますが、小学校1年生から6年生まで、兄弟・姉妹がいる場合には、1年生以下でも可能ということでございます。</p> <p>経費の徴収でございますけれども、1人当たりの金額が2万4,800円。避難生活をしている児童については、無料というものであります。</p> <p>次のページから、そのプロジェクトの概要という資料が添付されてございます。これは1泊2日のスケジュールでのキャンプを行うというものでございまして、東日本大震災の発生により関東に避難している小学生を対象に、100名前後の無料招待ということでございます。10回にわたって行われまして、無料の方が各10人ずつ100名ということでありまして、</p> <p>右手側のほうにございます1泊2日のスケジュール、それから対象者、対象人員とありまして、1回につきまして児童100名、避難生活者は無料、プラス留学生を含むスタッフ50人ということで、全部で1,500人ということで実施をします。</p> <p>次のページ、参加費の一般小学生ということでは1泊2日で2万4,800円。避難者の小学生1泊2日、無料、人数制限ありということでありまして。続いての別紙資料で、1泊2日のスケジュールが載せてございますが、1</p>

	<p>日目が出発、出迎え、そして野外グループでのアクティビティ。ここで、海外の文化との交流を行うということでのイングリッシュということでありませす。</p> <p>続いて事業収支予算書でございますけれども、収入の部は参加費で10回分、90名掛ける2万4,800円ということで、2,232万円。支出の部でございますが、宿泊費、そして交通費、1回大型バス3台掛ける10回、新幹線2万円掛ける4人掛ける10回。この4人といいますのは、その下にあります人件費の部分で、職員4人という部分であります。総額2,232万円という予算でございます。その後につきましては、このNPO法人の会社概要というようなことでの書類でございます。内容につきましては、以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、この件に関しまして何かご質問、ご意見があればお願いいたします。</p>
尾上委員	<p>これは江戸川で初めてですね。</p>
教育推進課長	<p>はい。</p>
尾上委員	<p>それで、今、避難をしている生活児童というのは、江戸川には何人ぐらいいらっしゃるのですか。</p>
教育推進課長	<p>今ですと、小・中学生合わせて四十数人、江戸川区の小・中学校に入っております。</p>
尾上委員	<p>その方々が希望すれば、その方は無料で参加できて、あとの方は有料で参加をするという形ですね。</p>
石井委員	<p>お金の出し方で気になるところがありまして、人件費なのですが、職員の方4名に対して4カ月、そのぐらいの期間にわたるような事柄ではあるのですが、25万円というのは、どうも私には給料というふうに読み取れまして、果たしてこういう事業で職員さんの給料を出すというのは、どうなのかなと思うのですが。</p> <p>お聞きしたいことは、この25万円というのは、どういう種類の使われ方なのでしょうか。</p>

教育推進課長	<p>この申請をいただいた段階で、事務局としても、この部分につきましては、確認をさせていただいております。資料にお示ししました特定非営利活動法人の学割ネットの実施者名簿がございます。そこに人件費計上ということで、この期間はこの職員が、この事業に携わるという意味での人件費の計上だということで説明を受けております。</p> <p>金額等については、我々の事務局のほうでは、妥当かどうかということでは申し上げはしませんでしたが、確認はさせていただいています。</p>
委員長	よろしいですか。
石井委員	はい。
委員長	他にいかがでしょうか。
石井委員	<p>コメントになろうかと思いますが、ある人たちを支援しよう、サポートしようというときに活動をする、その支援しようという方が活動の中の10%であるということをもって、その活動を大々的に掲げるということは、ちょっと私には理解が難しいなというところがあるのですが。質問にしましょう、これはどういうふうにお考えになりましたでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>この申請にお見えになった宮城県復興支援センターというその趣旨としては、宮城県の東日本の震災に対する支援ということでございますので、その実施してきたこれまでの実績というものも踏まえての申請ということでお受けといたしますか、お受け取りさせていただいた件でございます。</p> <p>確かに区内のお子さんの無料は10人でございますけれども、高いか、安い、2万4,800円、このキャンプ自体には参加できるということも全体の中でありますので、この開催についての申請をお受けしたと、お諮りしていると考えています。</p>
石井委員	全体で100名、避難されている子どもたちを招待しますよということなのですが、100名をもし上回るようなことがあると、NPO法人さんとしてはどうされるのでしょうか。
教育推進課長	資料にもありますが、制限ありというような記載をされていますので、1

	<p>0名までしかお取りにならないというふうに理解しております。避難者の小学生、1泊2日、無料（人数制限あり）というふうになっておりますので、それを超えてはお取りにならないのかなというふうに理解しています。</p>
尾上委員	<p>江戸川としては、私たち区民としては、避難されているお子さんたちに積極的に声をかけてご参加を募るといふ、そんな思いはありますか。</p>
教育推進課長	<p>江戸川区教育委員会としての後援名義の使用が承認されれば、またチラシをつくると言っていますが、この中に記載をされて、配付をしたいというのが主催者側の考えというふうに聞いております。</p>
教育長	<p>これは実績が書いてあるので、これまでにいろいろなところでやってきているのしょうね。NPOとしては信頼できるということでもいいですかね。ちょっと人件費が高いというのと、要するに事業経費として、さっき言われた人件費を、事業をやろうがやるまいが人件費というのは払われると思うので、NPOのスタッフとしてそこにいれば、その人件費を我々がというか、この方たちの負担でというふうになると、ちょっと見えますよね。</p> <p>それと、留学生だと思いますが、スタッフが大勢いるので、規模の問題として、これだけ必要なのかと。1泊でキャンプで相当人がつかないと、こんなお金にならないですよ。対象者としては参加しづらいというか、子どもの楽しみではあるでしょうけど。</p>
委員長	<p>NPOも経営があるので、難しいところでおやりになると思うのですが、ではよろしいですか、他になれば、第53号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは、第53号議案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。事務局から報告をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>教育関係事務報告の1点目でございますが、平成25年度の人権セミナーの開催についての報告でございます。資料としてお示ししてございますが、人権セミナー、国は平成9年から国内構造計画を策定して、この人権教育の</p>

一層の推進を目指しているということでございまして、江戸川区としても同和問題も含めまして、子どもの人権等のこうした課題を取り上げながら、人権問題についての理解を深める機会として、毎年、実施しているものでございます。

主催は江戸川区教育委員会。詳細でございますが、幼稚園、小学校、中学校のPTA連合会、協議会が共催でございます。日程につきましては12月5日(木)午後7時から8時30分まで、会場タワーホール船堀大ホールで、定員750名で行います。

今回、講師は瀧田信之さん。特定非営利活動法人の湘南DVサポートセンター理事長でございます。この講演内要、テーマでございますが、「心を傷つけられる子どもたち」ということで、DVの家庭などで育つ子どもたちという、子どもに対して直接DVという行為をしなくても、その家庭の中で両親がそういったところを見せる、そういったことも、子どもにとっては虐待につながるのだというようなテーマでの講演をいただきます。対象は、区内在住の在住、在勤、それから在学者ということで、各PTAの会長を通じまして、P連の方々に参加者を取りまとめていただくということで、チラシを配付させていただきます。チラシを1部つけさせていただきます。こういった内容で行わせていただきます。

既に25日の時点で電話受け付けをスタートしておりますけれども、750名の定員に向けて、昨年は、ちなみに700名の参加で、金澤翔子さん、ダウン症の書家のお母様にご講演いただいて700名参加者がいらしたということでございます。以上でございます。

委員長

よろしく願いいたします。

次、学務課からお願いします。

学務課長

来年度の新1年生で入学する中学校希望選択制の調査の最終結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

調査を実施した結果として、受け入れ可能数を超えた表の11校について、通学区域外からの希望者を対象に抽せんを実施いたします。既に兄弟が、その学校に入っている方については、その抽せんからは除くということになります。上記11校以外で、通学区域外からの選択を希望した方については、受け入れができない4校を除いて、全員入学することができます。住所で指定されている通学区域の学校を希望した方は全員入学となっております。

抽せん会につきましては、あす、抽せん会を行いまして、尾上職務代理者

	<p>に立ち会っていただくことになっております。よろしくお願いいたします。 以上です。</p>
委 員 長	<p>何かご質問ありますか、ご意見。</p>
尾 上 委 員	<p>清新一中が128人の希望者がいるのですか、地域外から。</p>
学 務 課 長	<p>この表のとおり清新一中は、通学区域外から128名の希望者がいるということでもあります。</p>
委 員 長	<p>小岩一中はないのですね。</p>
学 務 課 長	<p>小岩一中に関しましては、通学区域外からの希望者は84名おりましたけれども、全員受け入れが可能ということで、希望した方は小岩一中には全員お入りになれるという状況になっています。</p>
委 員 長	<p>では、他になれば、了承いたします。 それでは、指導室お願いします。</p>
指 導 室 長	<p>教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。行事名は授業力向上研修会ということで、都立江戸川特別支援学校の校長から申請がありました。</p> <p>実施日時は12月26日、午後1時半から5時ということで、都立江戸川特別支援学校の体育館で、主に江戸川区、葛飾区になると思いますけれども、その中学校の教員を対象とした特別支援教育に関する研修会でございます。今回のテーマは文章の理解ということで、文を読んで理解できない子どものための導入期の指導方法ということでございます。</p> <p>8月19日に1回目の、この研修会を実施しておりまして、72名が参加しております。今回、第2回目ということです。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委 員 長	<p>ご質問、ご意見、ございますでしょうか。それでは、ただいまの報告を了承いたします。それでは、以上をもちまして、平成25年第22回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午後3時06分</p>